

慶良間海域におけるサンゴ保全に関するルール作りと合意形成

沖縄大学 圓田浩二

本報告では、慶良間地域のエコツーリズム推進法問題を扱う。長年、エコツーリズムによる環境保全と観光利用を進めてきた慶良間地域が、2012年にエコツーリズムの認可を得ることができた。しかし、その運用に際して、ルール作りが進まず、地域内での合意が得ることができない問題に焦点を当て、そもそも、誰のための、何に対する保全と観光利用なのかを問い直す。

研究方法は、10年にわたって行ってきた座間味村と渡嘉敷村へのフィールドワークである。インタビューや参与観察、各種資料から取得したデータを使用する。

2012年6月、慶良間諸島は、環境省から、エコツーリズム推進法による認可を受けた。日本国内で2番目の認可であった。特定観光資源として「サンゴ礁」を指定し、保全活動しつつ、観光利用するというものであった。しかし、認可を受けてから2年たった現在も、エコツーリズム推進法による施行はなされていない。また、エコツーリズム推進法の全体構想を作成し、環境省に申請をし、その認可を受けるまでも、さまざまな議論が存在し、認可を受けるまで、長い年月を要していた。

エコツーリズム推進法を運用するには、まず、受け入れ自治体である座間味村と渡嘉敷村において、エコツーリズム推進法に則った保全に関する条例案が議題化され、承認されなければならない。しかし、認可を受けてから2年たった現在も、その条例案の作成が困難なため、エコツーリズム推進法による観光資源の運用はなされていないのが現状である。

その理由は、各ダイビング協会（渡嘉敷、座間味、あか・げるま、沖縄本島）がまず4つのダイビング部会を形成し、そこで決定された保全案を、その上部組織であるサンゴ保全部会に提案するという構造にある。ダイビング業者によるサンゴ礁保全活動も、業者数や人的資源、保全の歴史、海やサンゴに対する考え方、所属する地域コミュニティの違いによって、統一されたものではなかった。長い年月をかけて、合意形成に至り、統一化された保全ルールを提案しても、統一された保全ルールが上位組織で保留・否定されることになる。エコツーリズム推進法による認可を受け、2014年に、慶良間地域が国立公園化されたことにより、エコツーリズム推進法を早期に施行せねばならないのは、両村関係者の多くの人々が理解しているはずである。

問題を複雑しているのは、2002年のオニヒトデの大発生によって、その駆除活動が社会的に注目されたこと（駆除活動の神話化）、ダイビング・ポイントを利用に際して人数制限を行うという表明（人数規制）、資金源の確保の問題が条例作りを困難にしている。

本報告では、そもそも、誰のための、何に対する保全と観光利用なのか（だったのか）という視点から、サンゴの保全活動という地域社会・環境保全問題から検討し、解決策を提示したい。